



# 埼玉県報

第2189号

平成22年6月4日

金曜日

## 目次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [文書管理・財務会計・旅費システム運用業務の随意契約の相手方に関する公示\(総務事務センター\)](#)
- [文書管理システム及び財務会計システムバックアップセンターハードウェア賃貸借の随意契約の相手方に関する公示\(総務事務センター\)](#)
- [\(仮称\)久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会\(環境政策課\)](#)
- [市民管理協定の認定\(みどり再生課\)](#)
- [市民管理協定の認定\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A2街区専有部維持管理業務の随意契約に関する公示\(産業拠点整備課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A2街区共用部維持管理業務の随意契約に関する公示\(産業拠点整備課\)](#)
- [平成22年度埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する業務に係る随意契約の公示\(産](#)

業拠点整備課)

- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託(産業拠点整備課)
- 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 指扇北土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業  
\_ (区画整理事業) 計画書の写しの縦覧(農村整備課)
- 北田土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 嵐山南部土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 嵐山中部土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告(建設管理課)
- 和光北インター地域土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(市街地整備課)
- 県立学校総務事務システム運用保守業務委託の随意契約に関する公示(県立学校人事課)
- 男性警察官用制服ワイシャツほか二品目の製造請負に係る一般競争入札の公告(会計課)
- IC運転免許証作成用消耗品等購入に係る随意契約の公示(会計課)
- データ交換システム機器の賃貸借に係る落札者の公示(会計課)
- 行政手続電子化システムサーバ等の賃貸借に係る落札者の公示(会計課)
- 職員情報総合管理システムサーバ等の賃貸借に係る落札者の公示(会計課)
- 電子計算機及びプログラム・プロダクトの賃貸借に係る随意契約の公示(会計課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事完了公告(川越建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第五条第二項の規定に基づく認定の告示(審査調整  
課)

## 雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第八百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年五月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人サポートセンターウイング
- 三 代表者の氏名  
川上 成子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県戸田市本町一丁目十五番十八ー三〇一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害児・者とその家族が地域で生活するために必要な支援を行い、障害児・者の自立生活及び社会参加を促進し、もって障害者福祉の向上を図り誰もが豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百二一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年五月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人川口市市民防災ボランティアネットワーク
- 三 代表者の氏名  
大羽賀 秀夫
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市安行出羽二丁目六番十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、川口市及び近県地域における地震や風水害などの自然災害において、被災者の救援活動及び被災地の復旧復興活動を支援するため、平常時から市民・企業・ボランティア団体・行政などと協力し合いネットワークづくりを進め、防災に強い街づくりを目指して災害救援事業を行い、地域と社会の防災に関わる知識・技術・教育の普及、啓発活動を通して広く公益に貢献する事を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百三三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年五月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人教育援護会
- 三 代表者の氏名  
川上 大樹
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県富士見市西みずほ台三丁目十一番七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、児童生徒、教員、社会人に対し、教育活動のサポートを行い、教育活動全般の充実に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第八百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額  
106,178,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第1号及び第2号に該当



# 告 示

埼玉県告示第八百五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
文書管理システム及び財務会計システムバックアップセンターハードウェア貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 2 丁目15番12号
- 5 契約金額  
37,909,620円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号に該当

# 告示

埼玉県告示第八百六号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上田清司

## 一件名

（仮称）久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響

評価公聴会

## 二 日時及び場所

ア 平成二十二年六月二十六日（土）午前十時から正午まで

久喜市清久コミュニティセンター・西公民館

イ 平成二十二年六月二十六日（土）午後二時から四時まで

加須市水深公民館

ウ 平成二十二年六月二十七日（日）午前十時から正午まで

はびすしらか

三 事業者及び都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

久喜市長 田中暄一

埼玉県久喜市下早見八十五番地三

四 意見を聴こうとする事項

（仮称）久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

# 告 示

埼玉県告示第八百七号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称  
市民緑地市民管理協定書（第一号）
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域  
北本市大字北本宿字西後一九六番一の一部
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法  
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為  
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
- ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間  
平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日  
平成二十二年五月二十七日

# 告 示

埼玉県告示第八百八号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称  
市民緑地市民管理協定書（第二号）
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域  
北本市大字北本宿字西後一九六番三
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法  
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為  
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
- ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間  
平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日  
平成二十二年五月二十七日

# 告 示

埼玉県告示第八百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友狭山市駅前店

狭山市入間川一丁目十八番一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）株式会社西友 狭山市駅前店

（変更後）西友狭山市駅前店

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友

代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友

職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月二十一日 他

## ニ 届出年月日

平成二十二年五月十二日

## 三 縦覧期間

平成二十二年六月四日から平成二十二年十月四日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## 六 意見書提出期間

平成二十二年六月四日から平成二十二年十月四日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

埼玉県告示第八百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友狭山市駅前店

狭山市入間川一丁目十八番一号

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二七台

（変更後）廃止 収容台数 〇台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）位置 図面省略 出入口の数 一箇所

（変更後）廃止 出入口の数 〇箇所

## ハ 変更年月日

平成二十二年四月三十日 他

## 二 届出年月日

平成二十二年五月十二日

## ニ 縦覧期間

平成二十二年六月四日から平成二十二年十月四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年六月四日から平成二十二年十月四日まで



□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点 ( S K I Pシティ ) A 2 街区専有部維持管理業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部産業拠点整備課総務・映像関連産業担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成 22 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木 3 丁目 12 番 12 番 63 号

5 契約金額

48,982,500 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1 号に該当

# 告 示

埼玉県告示第八百十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
さいたま新産業拠点 ( S K I Pシティ ) A 2 街区共用部維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部産業拠点整備課総務・映像関連産業担当埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 22 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木 3 丁目 12 番 63 号
- 5 契約金額  
64,050,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1 号に該当

# 告 示

埼玉県告示第八百十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運營業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部産業拠点整備課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 22 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木 3 丁目 12 番 63 号
- 5 契約金額  
572,563,063 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1 号に該当

# 告示

埼玉県告示第八百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーシ ヨン 代表取締役社長 柴崎 篤房	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで



# 告 示

埼玉県告示第八百十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

本庄市児玉町小平字上間瀬二 一一の六、二〇一一の八、二〇三二の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

# 告 示

埼玉県告示第八百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、さいたま市指扇北土地改良区からの土地改良事業（区画整理事業）計画の変更認可申請を平成二十二年五月二十六日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十二年六月八日から

平成二十二年七月六日まで

## 二 縦覧場所

さいたま市役所

# 告 示

埼玉県告示第八百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年六月一日認可した。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

北田土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡嵐山町

# 告 示

埼玉県告示第八百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年六月一日認可した。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

嵐山南部土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡嵐山町

# 告 示

埼玉県告示第八百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年六月一日認可した。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

嵐山中部土地改良区

二 事務所所在地

比企郡嵐山町

# 告 示

埼玉県告示第八百二十号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

株式会社誠友社	有限会社八千代開発	株式会社誠友社	商号又は名称	小井田源	代表者の氏名	川口市芝四丁目二十四番十一号	主たる営業所の所在地
---------	-----------	---------	--------	------	--------	----------------	------------

# 告 示

埼玉県告示第八百二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により和光北インター地域土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

大澤 喜一 和光市丸山台一丁目六番七号

久保 康夫 東京都板橋区成増四丁目二九番一三号

清水 宏二 和光市新倉二丁目三〇番五三号

鈴木 欽一 朝霞市根岸台七丁目二番一六号

## 告 示

### 埼玉県告示第八百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
平成22年度県立学校総務事務システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務システム担当 埼玉  
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎1丁目11番2号
- 5 契約金額  
44,139,787円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当

## 告 示

埼玉県告示第八百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

ア 男性警察官用制服ワイシャツ	8,269着
イ 男性警察官用短靴	7,250足
ウ 男性警察官用冬活動服	1,761着

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

契約締結日から平成23年3月31日（木）までの間の指定する日

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、上記(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額については、単価を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

(6) 製造しようとする物品に必要な生地等の供給を受けられることの証明書類（原反出荷引受書）、生地見本及び製造見本を、平成22年7月9日（金）午後5時までに次の場所に持参し、審査した結果、当該物品を製造することができると認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区ニッ宮883番地 埼玉県警察本部総務部

財務局装備課被服係 電話048-832-0110 内線704-322

- (7) 納入しようとする物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。
- (8) 納入しようとする物品に関するアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 岡本 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年7月14日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年7月13日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年7月14日（水）午前10時まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課執務室 平成22年7月14日（水）午前10時30分から順次開札する。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率

(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成22年7月9日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年6月18日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

- ① Male police officer's spring/autumn long sleeve shirts Quantity:8,269 shirts

- ② Male police officer's low shoes Quantity;7,250 shoes
  - ③ Male police officer's winter activity uniforms Quantity;1,761 uniforms
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;By 10:00 a.m., July 14, 2010 By mail;5:00p.m. July 13, 2010 In person;10:00 a.m. July 14, 2010
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police  
Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,  
Telephone; 048-832-0110 Ext.2245

## 告 示

### 埼玉県告示第八百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
I C 運転免許証作成用消耗品等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 契約金額  
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当



## 別表

## I C 運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額 (税抜き)	摘要
I Cカード用基体 一般用	300 枚×3	475,200円	
I Cカード用基体 優良用	300 枚×3	475,200円	
I Cカード用基体 新規用	300 枚×3	475,200円	
経歴書用カード基体	300 枚×1	147,000円	
高速型用リボン (セット)	2,000 枚×1×7種	130,800円	
標準型用リボン (セット)	500 枚×1×3種	43,400円	

## I C 運転免許証作成機部品等消耗品

品名	金額 (税抜き)	摘要
撮影機用消耗品		
・上下ランプセット	14,700円	
・ハードディスク (撮影機)	45,000円	
・3 C C Dカメラ (撮影機)	495,000円	
・免許証リーダー (撮影機)	580,000円	
・U P S	31,000円	
プリンター用消耗品		
・エアフィルターセット	14,500円	
・ホッパー部固定ブラシ	11,900円	
・搬送ローラーセット	39,600円	
・サーマルヘッドセット	130,000円	
・プラテンローラー	10,000円	
・ヒートローラーセット	65,900円	
・シュートローラーセット	22,000円	
・タイミングベルトセット	17,000円	
・ロールE X I Tセット	47,300円	

・ロールロアピンチローラー	21,500円	
・ピンチロールUP	65,000円	
・ヒートロールカム部組立	40,000円	
・ピンチロールカム部組立	31,800円	
・HS部固定ブラシ	9,500円	
・CVCF用電池	56,000円	
・本籍印字ロール紙	17,500円	

## 告 示

### 埼玉県告示第八百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
データ交換システム機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年3月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
45,234,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年2月16日

## 告 示

### 埼玉県告示第八百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
行政手続等電子化システムサーバ等機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年3月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
212,625,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年2月16日

## 告 示

### 埼玉県告示第八百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
職員情報総合管理システムサーバ等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年4月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
43,817,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年2月23日



## 告 示

### 埼玉県告示第八百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
電子計算機等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
1,161,885,180円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年三月三十一日

指令川建セ第二一〇一六三〇号

二 検査済証番号

平成二十二年五月二十八日

川建セ第二二〇〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字松崎字上ノ町一七八 二、一七九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字久保田一八八七番地四〇

富田 定男

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年五月三十一日

指令川建セ第二一〇一一〇一号

## 二 検査済証番号

平成二十二年五月三十一日

川建セ第二二〇〇二一一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字葛貫字宮ノ腰七一〇番四、七一五番三

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秩父市栃谷四一八番地

有山 和宏

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年二月一日

指令川建セ第二一〇〇九一一号

二 検査済証番号

平成二十二年五月三十一日

川建セ第二二〇〇二〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字滝ノ入字大白井四二一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間市三ツ木台一〇六番地

加藤 豊

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十一年十二月十七日

指令川建セ第二一〇一三一〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年五月二十七日

川建セ第二二〇〇二二二号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字山ヶ谷戸字高縄二六五 一の一部、二六九 一の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字山ヶ谷戸一四三 一

まるや石油株式会社

代表取締役 谷島 一男

# 告 示

埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年六月四日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年六月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県地方産業教育審議会委員の委嘱及び任命について

ロ その他

# 告 示

埼玉県労働委員会告示第二号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、さいたま市水道事業における同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該事業の職員が次の表に掲げる職にある者のみに限られているものを除く。）について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、平成二十二年五月二十七日次のとおり認定したので、告示する。

なお、平成二十年埼玉県労働委員会告示第三号は廃止する。

平成二十二年六月四日

埼玉県労働委員会会長 馬 橋 隆 紀

勤務箇所	職 名
さいたま市 水道局	理事、部長、副理事、次長、参事、課長、所長、室長、水道 工事検査監、副参事、経営企画室の室長補佐、主幹及び係長、 業務部水道総務課の課長補佐、主幹及び係長、水道財務課の 課長補佐、主幹及び係長、管財課の課長補佐、主幹及び係長、 業務部水道総務課職員係の主査



# 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、

普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年六月四日

埼玉県病害虫防除所長 鈴木 栄一

平成22年 4月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
米ぬか油かす及びその粉末	ポーソー油脂株式会社	5.5米ぬか油かす	TN、TP、TK				

- 注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は、次のとおりである。  
TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量

# 雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年六月四日

埼玉県病害虫防除所長 鈴木栄一

平成22年 4月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	笠原國行	大地君	2.36	4.56	2.31	104	383	2.67	9.9	21.72		
	尾熊将雄	みんなの堆肥	1.40	2.33	1.99	12	88	0.68	13.5	48.13		
	安羅岡信一	豚ふん堆肥	1.38	3.60	0.85	97	511	1.69	8.3	62.35		
	五十嵐俊一	牛ふん堆肥	0.94	1.93	1.58	14	94	0.59	14.0	62.60		
	笠原常正	ピッグパワー1	3.20	6.18	2.95	192	541	2.33	6.8	28.12		
	中村慎一	鬼林堆肥	0.98	0.65	1.20	15	96	3.58	16.9	24.89		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十二年四月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年六月四日

埼玉県病害虫防除所長 鈴 木 栄 一

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要	備考
三和農工株式会社 本庄市東台1丁目3-6	22.4.13 同左	子豚育成用配合飼料	マルサン子豚用P配合飼料	22.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
同上	同上	肉豚肥育用配合飼料	マルサン肉豚肥育用ニューP配合飼料	22.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
同上	同上	とうもろこし	とうもろこし	22.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
株式会社鈴栄商事 千葉県銚子市長塚町2丁目35番地	同上	魚粉	65%フィッシュミール	22.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
三幾飼料工業株式会社 草加工場 草加市松江3-13-9	22.4.14 同左	魚粉	60%フィッシュミール	22.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
ムサシ油脂株式会社 日高市大字原宿808の1	22.4.15 同左	脱脂糠	脱脂糠	22.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年・月	試験結果の概要												備考
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	加鈣 %	りん %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプシン 消化率 %	T D N %	M E kcal/kg	その他 の検査 (水分) %	
三和農工株式会社 本庄市東台1丁目 3-6	22. 4.13 同左	マルサン子豚用P 配合飼料	22. 4	14.5	3.5	4.0	6.0	0.50	0.40							14.3
				14.7	5.6	2.3	3.6	0.61	0.45							
同上	同上	マルサン肉豚肥育 用ニューP配合飼 料	22. 4	12.0	2.5	5.0	6.0	0.45	0.35							15.0
				12.1	3.2	2.1	3.6	0.72	0.50							
同上	同上	とうもろこし	22. 4													16.1
				6.5	3.5	1.5	1.1	0.02	0.24							
株式会社鈴栄商事 千葉県銚子市長塚町 2丁目35番地	同上	65%フィッシュ ミール	22. 4	65.0			20.0									6.7
				66.4	8.5	0.0	18.0	2.01	2.89							
三幾飼料工業株式会 社 草加工場 草加市松江3-13-9	22. 4.14 同左	60%フィッシュ ミール	22. 4	60.0	12.0		23.0									6.4
				64.9	7.5	0.0	19.3	2.31	2.75							
ムサン油脂株式会社 日高市大字原宿808 の1	22. 4.15 同左	脱脂糠	22. 4													12.3
				18.0	1.8	8.8	12.2	0.07	2.87							

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。